# 第13回特定外来生物等専門家会合　意見照会結果と対応案

| 委員名 | 評価案への御意見 |
| --- | --- |
| 村上委員 | 異論なし。 |
| 石井信夫委員 | 異論なし。 |
| 石井実委員 | 熱帯・亜熱帯の種であり南西諸島を除けば逸出しても気候的に定着が困難、動作が緩慢なため在来種との競合や天敵動物からの捕食の回避が困難、近縁在来種が不在のため遺伝的かく乱の可能性がないなどの見解が一致しているようである。「当該種について特定外来生物への指定は不要」という事務局の評価案に賛同する。 |
| 岡委員 | 異論なし。 |
| 角野委員 | 異論なし。 |
| 小林委員 | 異論なし。 |
| 成島委員 | ブチクスクスは熱帯産の動物で、仮に飼育施設から逸走しても日本の冬を越すことは困難で、日本に定着するとは考えられない。また動きも緩慢で、逸走後の捕獲も比較的容易。このことから本種を特定外来生物に指定する必要性はないと考える。 |
| 長谷川委員 | 異論なし。 |
| 芝池委員 | 異論なし。 |
| 細谷委員 | 亜熱帯域に生息し、動作が緩慢であるので駆除が容易であること、それに流通量が少ない現状を考えれば、当然の評価と思う。<br>ただし、捕食者や競合種が存在しない八重山諸島などへ侵入した場合のリスク管理について、説明できる体制を整えておく必要があると思う。<br>加えて、問題は彼らの生態よりは、随伴する病原菌（牛結核）や寄生虫（線虫）などについても情報が欲しいところ。折しも南西諸島が世界自然遺産に登録されようとするタイミングにおいて、亜熱帯性哺乳類への侵入については一般も危惧するところだと思う。 |
| 矢原委員 | 特定外来生物への指定が必要か否かの判断が問われており、不要という専門家の判断を尊重したいと思う。<br>しかし、不要の場合でも野生化させないようにきちんと管理することが輸入の大前提と思う。書類にざっと目をとおしたところ、そのような記述が見当たらない。法的に管理を義務付ける根拠がないのかもしれないが、管理をしっかりやるという前提を書かずに、野生化・定着するとは考えにくい、と書いてしまうことに、正直な感想して、かなり違和感を持つ。<br>まさかこの種が野生化するとは思わなかった、という例はしばしばあり、「 野生化・定着するとは考えにくい 」という判断を十分に科学的な根拠を持って行うことは容易ではない。輸入実績のない生物を新たに輸入する場合には、予防原則にのっとって、きびしく管理することが大原則であるべきだと考える。 |
| 森本委員 | 資料を拝見した限り、生態的特性を加味しても日本で侵略的となる可能性は低く、ブチクスクスを特定外来種としての規制は困難であると考える。<br>ただし、飼育目的や飼育条件は明らかではないので、その目的をはっきりさせ、きっちりとした飼育管理体制が取られることを確認する必要があると考える。外来生物を、ペットとして、むやみやたらに飼育することは、決して望ましいことではない。 |

| ご意見を踏まえた環境省対応案 |
| --- |
| ・御意見を踏まえ、ブチクスクスについては、「特定外来生物への指定は不要」とします。 |
| ・動物愛護管理法では、飼い主等は、動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」や「展示動物の飼養及び保管に関する基準」等においても、逸走防止等について規定しています。<br>また、同法により、愛護動物の遺棄は禁止されています。人が占有している動物で哺乳類に属するものは愛護動物に該当するため、人の占有下にあるブチクスクスを遺棄した者は、罰則の対象となります。 |
| ・特段生態系への影響を及ぼすおそれがないと判断される種に対して、外来生物対策の観点から何らかの義務を課すことは困難ですが、当該種に限らず、展示目的での外来生物の飼養等については、日本動物園水族館協会との連携体制を活用して野外への逸出防止等適切な対応がなされるよう依頼して参ります。 |
| ・ブチクスクスが媒介する、国内の生態系に被害を及ぼすような病原菌等については、危険性を示す情報は特段得られなかったところです。なお、人への感染症の被害については感染症予防法により、家畜への伝染性疾病の被害については家畜伝染病予防法等により検疫が行われています。 |